

## 平成29年度税制改正大綱～所得税～

平成29年税制改正大綱が、平成28年12月8日に公表されました。  
その改正内容のうち、所得税の改正の概要についてお知らせいたします。

### 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し（国税）

- 配偶者控除は納税者本人の所得区分に応じて3段階の控除額
- 合計所得金額が1,000万円を超える納税者については適用できない

#### (1) 配偶者控除の見直し

居住者について適用する配偶者控除の額が次のとおりとされます。納税者本人の所得区分に応じて異なります。また、合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者控除の適用はできないこととなります。

居住者の合計所得金額	控除対象配偶者の控除額	老人控除対象配偶者の控除額
950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円
900万円超 950万円以下	26万円	32万円
900万円以下	38万円	48万円

<適用時期>平成30年分以後の所得税について適用する。

#### (2) 配偶者特別控除の見直し

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額は38万円超123万円以下（現行38万円超76万円未満）とされます。なお、合計所得金額が1,000万円を超える納税者については、配偶者控除と同様に適用できないこととなります。

「納税者の合計所得金額」と「配偶者の合計所得金額」に応じた控除額については、次のとおりです。

納税者 配偶者		950万円超 1,000万円以下	900万円超 950万円以下	900万円以下
		120万円超 123万円以下	1万円	2万円
115万円超 120万円以下	2万円	4万円	6万円	
110万円超 115万円以下	4万円	8万円	11万円	
105万円超 110万円以下	6万円	11万円	16万円	
100万円超 105万円以下	7万円	14万円	21万円	
95万円超 100万円以下	9万円	18万円	26万円	
90万円超 95万円以下	9万円	21万円	31万円	
85万円超 90万円以下	12万円	24万円	36万円	
38万円超 85万円以下	13万円	26万円	38万円	

<適用時期>平成30年分以後の所得税について適用する。

### 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し（地方税）

#### (1) 配偶者控除の見直し

居住者について適用する配偶者控除の額が次のとおりとされます。納税者本人の所得区分に応じて異なります。また、合計所得金額が1,000万円を超える所得割の納税義務者については、配偶者控除の適用はできないこととなります。

所得割の納税義務者の合計所得金額	控除対象配偶者の控除額	老人控除対象配偶者の控除額
950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円
900万円超 950万円以下	22万円	26万円
900万円以下	33万円	38万円

<適用時期>平成31年度分以後の個人住民税について適用する。

#### (2) 配偶者特別控除の見直し

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額は38万円超123万円以下（現行38万円超76万円未満）とされます。なお、合計所得金額が1,000万円を超える納税者については、配偶者控除と同様に適用できないこととなります。

「納税者の合計所得金額」と「配偶者の合計所得金額」に応じた控除額については、次のとおりです。

納税者		950万円超 1,000万円以下	900万円超 950万円以下	900万円以下
配偶者	120万円超 123万円以下	1万円	2万円	3万円
	115万円超 120万円以下	2万円	4万円	6万円
	110万円超 115万円以下	4万円	8万円	11万円
	105万円超 110万円以下	6万円	11万円	16万円
	100万円超 105万円以下	7万円	14万円	21万円
	95万円超 100万円以下	9万円	18万円	26万円
	90万円超 95万円以下	11万円	21万円	31万円
	38万円超 90万円以下	11万円	22万円	33万円

<適用時期>平成31年度分以後の個人住民税について適用する。

### 積立NISAの創設

- 現行のNISA（少額投資非課税制度）に加え、少額からの積立・分散投資を促進するための積立NISAが創設
- 投資総額は最大で800万円（40万円×20年）
- 現行NISAと選択適用

非課税累積投資契約に係る非課税措置（積立NISA）を創設し、現行の非課税上場株式等管理契約に係る非課税措置（NISA）と選択して適用できることとする。

居住者等が金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座に累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後20年を経過する日までの間に支払いを受けるべき累積投資勘定に係る公募等株式投資信託の配当等については、所得税・住民税を課さない。

また、居住者が金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座に累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後20年を経過する日までの間にその累積投資勘定に係る公募等株式投資信託の受益権を譲渡した場合には、その譲渡による譲渡所得等については、所得税・住民税を課さない。

### <積立NISAの概要>

項目	概要
年間投資上限額	40万円
非課税期間	20年
投資可能期間	平成30年～平成49年
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託
現行NISAとの関係	選択的に利用可能

### NISA及びジュニアNISAの非課税期間終了後の移管の上限額の撤廃

NISA、ジュニアNISAの非課税期間の終了後の翌年分の非課税投資枠への移管について、上限額が撤廃されます。

### 長期優良住宅化リフォーム等の促進に向けた既存住宅のリフォームに係る特例措置の拡充

- 既存住宅のリフォームに係る特例措置に耐久性向上改修が追加

#### (1) 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例

この特例の適用対象となる工事に、特定の省エネ改修工事と併せて行う「一定の耐久性向上改修工事」を加えるとともに、税額控除率2%の対象となる住宅借入金等の範囲に、特定の省エネ改修工事と併せて行う「一定の耐久性向上改修工事」の費用に相当する住宅借入金等を加える。

これにより、同特例の最大控除額の枠内で、一定の耐久性向上改修工事に係る費用に相当する住宅借入金等の税額控除が可能となります。

ローンを利用する場合	一定の耐久性向上改修工事 + 特定の省エネ改修工事	最大控除額 62.5万円
------------	------------------------------	-----------------

上記の「一定の耐久性工事」とは、

- ① 小屋根 ②外壁 ③浴室、脱衣室 ④土台、軸組等 ⑤床下 ⑥基礎若しくは ⑦地盤に関する劣化対策工事又は ⑧給排水管若しくは給湯管に関する維持管理若しくは更新を容易にするための工事  
で次の要件を満たすものをいう。
- (イ) 増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は一室の床若しくは壁の全部について行う修繕若しくは模様替等であること  
(ロ) 認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づくものであること  
(ハ) 改修部位の劣化対策並びに維持管理及び更新の容易性が、いずれも増改築による長期優良住宅の認定基準に新たに適合することとなること  
(ニ) 工事費用（補助金の額を控除後の金額）の合計額が50万円を超えること

## (2) 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除

この特例の適用対象となる工事に、「一定の耐久性向上改修工事」で耐震改修工事又は省エネ改修工事と併せて行うものを加えるとともに、その控除額を耐震改修工事又は省エネ改修工事に係る標準的な工事費用相当額及び耐久性向上改修工事に係る標準的な工事費用相当額の合計額の10%相当額とする。

これにより、同特例の最大控除額の枠内で、一定の耐久性向上改修工事に係る標準的な工事費用相当額の特別控除が可能となります。

標準的な工事費用相当額とは耐久性向上改修工事の種類ごとに標準的な工事費用の額として定められた金額に、その耐久性向上改修工事を行った箇所数等を乗じて計算した金額をいう。

自己資金による場合	一定の耐久性向上改修工事 + 耐震改修工事又は省エネ改修工事（※）	最大控除額 25万円（35万円）
自己資金による場合	一定の耐久性向上改修工事 + 耐震改修工事及び省エネ改修工事（※）	最大控除額 50万円（60万円）

※省エネ改修工事と併せて太陽光発電装置を設置する場合には、最大控除額が10万円ずつ上乗せされます。

上記の「一定の耐久性工事」とは、

- ① 小屋根 ②外壁 ③浴室、脱衣室 ④土台、軸組等 ⑤床下 ⑥基礎若しくは ⑦地盤に関する劣化対策工事又は ⑧給排水管若しくは給湯管に関する維持管理若しくは更新を容易にするための工事  
で次の要件を満たすものをいう。
- (イ) 認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づくものであること  
(ロ) 改修部位の劣化対策並びに維持管理及び更新の容易性が、いずれも増改築による長期優良住宅の認定基準に新たに適合することとなること  
(ハ) 工事に係る標準的な工事費用相当額（補助金の額を控除後の金額）の合計額が50万円を超えること

<適用時期>増改築等をした居住用家屋を平成29年4月1日から平成33年12月31日までの間に自己の居住の用に供する場合について適用する。

## 医療費控除等の添付書類等の見直し

### ●医療費の領収書等の添付または提示に代えて、明細書の添付が必要

医療費控除又は、セルフメディケーション税制の適用を受ける者は、現行の医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の添付又は提示に代えて、医療費の明細書又は医薬品購入費の明細書を確定申告書の提出の際に添付しなければならないこととする。税務署長は、確定申告期限等から5年間、その適用に係る医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の提示又は提出を求めることができ、その求めがあったときは、その適用を受ける者はこれらの領収書の提示又は提出をしなければならない。

<適用時期>上記の改正は平成29年分以後の確定申告書を平成30年1月1日以後に提出する場合について適用する。ただし、経過措置として、平成29年分から平成31年分までの確定申告については、現行の医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の添付又は提示による医療費控除又はセルフメディケーション税制の適用も可能とする。

## 住宅ローン控除制度の対象とならない住宅借入金等に係る利率の引下げ

給与所得者等が使用者等から使用人である地位に基づいて貸付を受けた住宅借入金等のうち、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除及び特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例の対象とならない住宅借入金等に係る利率を0.2%未満（現行：1%未満）に引き下げる。

<適用時期>上記の改正は平成29年1月1日以後に居住用家屋を自己の居住の用に供する場合について適用する。